

指定居宅介護支援重要事項説明書

〔令和 7 年 7 月 1 日現在〕

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 H&H
代表者役職・氏名	代表取締役 原 靖子
本社所在地・電話番号	神奈川県平塚市諏訪町 1 3 - 3 6
法人設立年月日	平成 2 6 年 1 月 6 日

2 サービスを提供する事業所の概要

（1）事業所の名称等

名 称	居宅介護支援事業所 結
事業所番号	居宅介護支援（神奈川県 指定事業所番号 1472003233 ）
所在地	〒254-0063 神奈川県平塚市諏訪町 1 3 - 3 6
電話番号	0 4 6 3 - 6 8 - 1 2 3 0 0 8 0 - 9 8 2 2 - 0 7 2 4 (2 4 時間対応可)
F A X 番号	0 4 6 3 - 6 8 - 8 0 8 3
通常の事業の実施地域	平塚市全域、* 伊勢原市の一部
* 伊勢原市の一部	岡崎、伊勢原、桜台、上平間、下平間、東大竹、沼目、八幡台

（2）事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで (ただし、12月29日から1月3日までおよび祝祭日は営業していません。)
営業時間	午前 9 時から午後 5 時まで

（3）事業所の勤務体制

職 種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	・ 従業者と業務の管理を行います。 ・ 従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1 名 (介護支援専門員、 障害者相談支援専門員 兼務)
介護支援専門員	居宅介護支援を行います。	常 勤 7 名 (うち管理者兼務 1 名、 障がい者相談支援 専門員兼務 3 名)

3 サービスの内容、提供方法

内容	提供方法
ご利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応	手紙、FAX及び電話等で相談の依頼を受けた後、ご利用者やご利用者のご家族の要望によりご自宅へ伺います。
課題分析の実施	① 課題分析の実施に当たっては、ご利用者が自立した生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握します。 ② 解決すべき課題の把握（アセスメント）に当たっては、ご利用者の居宅を訪問し、ご利用者及びご利用者のご家族との面接を行います。 ③ 課題分析票は、神奈川県介護支援専門員協会マニュアル等所定の様式を使用します。
居宅サービス計画原案の作成	ご利用者の希望及びアセスメントの結果に基づき、ご利用者及びご利用者のご家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標とその達成時期及びサービスの種類と内容等を記載した居宅サービス計画の原案を作成します。 ＊利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができます。 ＊居宅サービス計画原案に位置付けた指定サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
サービス担当者会議等による専門的意見の聴取	居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を加えてサービス担当者会議を開催し、更に各サービス担当者に対する照会等も適宜実施することで、居宅サービス計画原案の内容に関して、各サービス担当者による専門的見地からの意見を求めます。
居宅サービス計画の説明、同意、交付	① 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象であるかを確認した上で、居宅サービス計画の内容についてご利用者やご利用者のご家族に対して説明し、書面によるご利用者の同意を頂きます。 ② 作成した居宅サービス計画は交付します。
居宅サービス計画の実施状況の把握	① 居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）を行います。 ご利用者及びご利用者のご家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を致します。 ② モニタリングに当たり、少なくとも1月に1回、ご利用者の居宅を訪問し、面接を致します。 ③ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録します。

4 利用料、その他の費用の額

(1) 居宅介護支援の利用料の種類

ア 居宅介護支援費・介護予防支援費

ご利用者様に対し居宅介護支援を行う際の基本報酬となります。

イ 加算

特定の要件を満たす場合には、基本利用料に各要件に応じた報酬が加算されます。

① 基本報酬

※平塚市の場合 地域区分5級地10.70で計算(円＝単位数×10.70)

種類	料金 (円)	内 容	同意 チェック
居宅介護支援費Ⅰ	11,620	ご利用者が居宅サービス等を適切に利用できるよう作成する居宅サービス計画費(Ⅰ:要介護1.2 Ⅱ:要介護3.4.5)	☐
居宅介護支援費Ⅱ	15,097		
介護予防支援費	Ⅰ 4,729 Ⅱ 5,050	要支援認定を受けたご利用者に対し居宅サービス等を適切に利用できるよう居宅介護支援を行う場合の基本報酬(Ⅰ:包括支援センターが行う場合、Ⅱ:居宅介護支援事業所が行う場合)	

② 加算

種類	料金 (円)	要 件	同意 チェック
初回加算	3,210	新規に居宅サービス計画を作成した場合	□
入院時情報 連携加算	I 2,675	入院の当日に介護支援専門員が病院等へ必要な情報を提供した場合	
	II 2,140	入院後3日以内に介護支援専門員が病院等へ必要な情報を提供した場合	
退院・退所 加算	I イ 4,815	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合 (I イ:連携1回、I ロ:連携1回(カンファレンス参加による)、II イ:連携2回以上、II ロ:連携2回(内1回以上カンファレンス参加)、III:連携3回以上(内1回以上カンファレンス参加))	
	I ロ 6,420		
	II イ 6,420		
	II ロ 8,025		
	III 9,630		
通院時情報 連携加算	535	1月につき	
緊急時等居 宅カンファ レンス加算	2,140	病院又は診療所の求めにより、病院等の医師又は看護師等とともにご利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合(1月に2回を限度)	
ターミナル ケアマネジ メント加算	4,280	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上当該利用者宅を訪問し、利用者の心身の状態等を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合(24時間連絡体制を確保・利用者1人1回を限度)	
特定事業所 加算 I	5,553	居宅事務所における人員体制や研修の実施など共通事項があり、質の高いケアマネジメントを提供する事業所を評価するもの(I:常勤の主任介護支援専門員を2名以上配置、常勤の介護支援専門員を3名以上配置し要介護3~5のご利用者の占める割合が4割以上であること II:常勤の主任介護支援専門員を1名以上配置、常勤の介護支援専門員を3名以上配置 III:常勤の主任介護支援専門員を1名以上配置、常勤の介護支援専門員を2名以上配置 A:常勤の主任介護支援専門員を1名以上配置、常勤の介護支援専門員を1名以上配置(非常勤は他事業との兼務可))	
特定事業所 加算 II	4,504		
特定事業所 加算 III	3,456		
特定事業者 加算(A)	1,070		
特定事業所 医療介護連 携加算	1,219		
		特定事業所加算(I)、(II)又は(III)を算定しているほか、厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(一月につき)	

※利用料は国保連を通じて保険者(市町村)より給付されますので、利用者負担額は原則として無料です。

(2) 交通費

交通費は無料です。

通常の事業の実施地域以外の地域にお住まいのご利用者から居宅介護支援の依頼があった場合でも、当事業所にて検討したうえでお受けした場合には、同様に交通費はいただきません。

5 担当介護支援専門員

(1) 介護支援専門員 氏名：

(2) 担当支援専門員を都合により変更する場合は、あらかじめ利用者と協議します。

(3) 入院先医療機関との早期の連携を促進する観点から、入院した時は担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を医療機関にお伝えください。

6 秘密の保持

(1) 当社従業員に対し、業務上知り得たご利用者又はご利用者のご家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の条件とします。

(2) ご利用者からあらかじめ書面で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でご利用者の個人情報を利用することはありません。なお、ご利用者のご家族の個人情報についても同様です。

(3) ご利用者およびご利用者のご家族の個人情報につきましては、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

7 運営方針

- ・可能な限り居宅において生活を営むことができるように配慮します。
- ・常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の事業所に偏ることのないように複数の事業所の紹介を行います。また、利用者は居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
- ・保険者・地域包括支援センター・指定居宅サービス事業所・介護保険施設・医療機関等との連携に努めます。
- ・介護支援専門員の個別研修計画に基づいてサービスの質の向上に努めます。
- ・介護支援専門員の育成のために、介護支援専門員実務研修等の実習生の受け入れを行っています。実習（訪問の同行や会議の同席等）への協力をお願いいたします。
- ・法人の事業計画や財務状況についてご利用者及びご利用者の家族の求めがあった場合は開示いたします。

8 事故発生時の対応

当事業者によるサービス提供により事故が発生した場合には、市町村およびご利用者のご家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、当事業者によるサービスの提供により、当事業者が賠償すべき損害が発生した場合には、速やかに損害賠償いたします。

なお、当事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険
保険名	カネケ賠償責任保険プラス（介護福祉事業者向け損害責任保険）

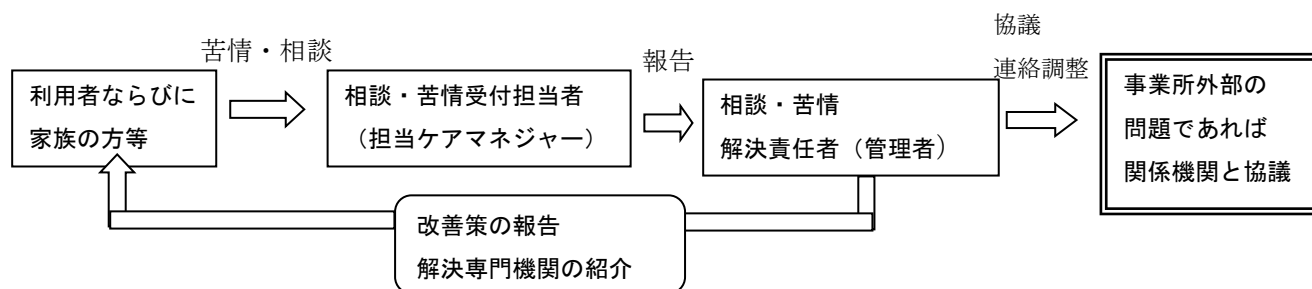
9 当事業者によるサービス提供に関する相談、苦情

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

○苦情・相談への対応体制及び手順



(2) 苦情相談窓口

担 当	原 靖子
電話番号	0463-68-1230
受付時間	午前9時から午後5時まで
受 付 日	月曜日から土曜日まで (ただし、12月29日から1月3日までおよび祝祭日は営業していません。)

ご利用者またはご利用者のご家族が必要と感じられた場合には、下記の市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に対し、ご利用者またはご利用者の苦情を直接伝えることができます。

平塚市 介護保険課	0463-21-8790 (直通)
(利用者住所が平塚市以外の場合に追記) _____ (市・町・村) _____ (課・係)	- -
神奈川県 国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課	045-329-3447 0570-022110 (苦情相談専用)

10 虐待の防止に係る措置

当事業所は、利用者の人権の保護や虐待の防止の観点から、次に掲げる措置を講じます。

- ① 虐待の防止に係る方針を定め、関係市町村や他事業所等と連携して対策を検討する委員会を設置し、その協議結果について介護支援専門員に周知します。
- ② 介護支援専門員に対し、虐待の防止に係る研修及び訓練を定期的 to 実施します。

11 感染症の予防及びまん延防止のための措置

当事業所は、感染症の予防やそのまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- ① 感染症の予防及びまん延防止に係る方針を定め、関係市町村や他事業所等と連携して対策を検討する委員会を設置し、その協議結果について介護支援専門員に周知します。
- ② 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止に係る研修及び訓練を定期的 to 実施します。

12 業務継続計画の策定

当事業所は、感染症や災害の発生時においてもサービスを継続して提供できるよう、非常時の連絡体制や通常業務の早期再開に向けた計画（「業務継続計画」）を整備し、介護支援専門員に周知を図るとともに、定期的な訓練の実施や計画の見直しを行います。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援の提供開始に当たり、ご利用者に対して、重要な事項に関する説明を行いました。

事業者	所在地	神奈川県平塚市諏訪町 1 3 - 3 6
	法人名	株式会社 H&H
	代表取締役	原 靖 子

説明者	事業所名	居宅介護支援事業所 結
		ケアマネジャー
		氏名

私は、上記事業者から重要な事項に関する説明を受け内容に同意し交付を受けました。

利用者 住所 _____

氏名 _____

(代理人) 住所 _____

氏名 _____